

＝安芸高田市第2次男女共同参画プランを策定しました＝

平成 11 (1999) 年に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指すことが定められました。日本における男女平等の意識は徐々に広まっており、女性の社会進出や、男性の家事・育児・介護参加等、多くの場面で男女共同参画の実現に向けた変化が現れてきています。

しかしながら、男女共同参画社会の実現に向けては、依然、多くの課題が残されていると考えられます。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や、職場での男性の育児休暇・介護休暇取得への理解等については、今後も積極的に啓発等を行っていくことが必要です。また、少子高齢化や長期的な不況等によって社会情勢が大きく変化しており、介護負担や育児負担の増加、失業等による生活困窮者の増加等の課題への取り組みが求められています。

このような状況の中、国においては男女共同参画社会の実現に向けて更に推進していくため、平成 27 (2015) 年 12 月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。また、これと同じく広島県においても、平成 28 (2016) 年 3 月に「広島県男女共同参画プラン (第4次)」を策定しており、国・県ともに男女共同参画社会の実現に向けて新たな計画の下で施策を推進しているところです。本市においても、平成 18 (2006) 年に「安芸高田市男女共同参画基本計画」を策定し、また平成 21(2009) 年には「安芸高田市男女共同参画条例」を制定し、男女がお互いを尊重しあい、個性が生きる“男女共同参画社会”を目指して、さまざまな取り組みを実施してきました。

このたび、計画の策定から 10 年が経過し、既存の課題や新たな変化にも対応する実効性の高い施策を展開していくため、安芸高田市第2次男女共同参画プランを策定するに至りました。

第2次プランでは、家庭・地域・職場で一人ひとりの個人の人権が最大限尊重され、それぞれの場所で自分らしい能力が最大限発揮される環境づくりをめざします。特に性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行が、男性に比べ女性が自分らしい能力を発揮することに不利となっている場面も多々あり、それを解消していくことは大きな課題です。

そのために、家庭・職場・地域での女性の人権尊重における課題を整理し、それぞれの場所で行政や教育機関と連携し解決するための取り組みを第2次プランに掲げます。

また、平成 28 (2016) 年 4 月より女性活躍推進法が施行されたことを受け、職業生活において女性の活躍を推進することはもちろん、地域における潜在的な女性の力をまちづくりに生かすことも期待されます。

地域や家庭、職場で女性がいきいきと輝き、女性ならではの視点が男女共同参画のまちづくりに活かされ、人がやさしくつながる田園文化都市を目指します。

## 安芸高田市第2次男女共同参画プランについて

### 1. プラン策定の趣旨

平成 18 (2006) 年に「安芸高田市男女共同参画基本計画」を策定し、また平成 21 (2009) 年には「安芸高田市男女共同参画条例」を制定し、男女がお互いを尊重し合い、個性が生きる“男女共同参画社会”を目指して、さまざまな取り組みを実施してきましたが、このたび計画の策定から 10 年が経過し、既存の課題や新たな変化にも対応する実効性の高い施策を展開していくため、安芸高田市第 2 次男女共同参画基本プランを策定するに至りました。

### 2. プラン策定の経過

と き	内 容
平成 28 (2016) 年 9 月 20 日 12 月 2 日 12 月 13 日 12 月 21 日	男女共同参画に関わるアンケート調査の実施 第 1 回男女共同参画推進審議会 (第 2 次プラン策定の趣旨、アンケート意見分析及び意見提案等) 第 1 回男女共同参画推進委員会幹事会 (第 2 次プラン策定に関する取り組み状況、アンケート結果、基本方針、施策展開等について協議) 庁舎内幹部会議においてアンケート調査結果及び第 2 次プラン策定の取り組み状況を報告
平成 29 (2017) 年 1 月 10 日 1 月 16 日 1 月 24 日 1 月 30 日 2 月 6 日 2 月 10 日 2 月 15 日～24 日 2 月 28 日 3 月 6 日 3 月 10 日 2 月 10 日～3 月 31 日 2 月 18 日・3 月 26 日	第 2 回男女共同参画推進委員会幹事会 (第 2 次プラン素案検討) 第 1 回男女共同参画推進委員会 (第 2 次プラン素案検討) 第 2 回男女共同参画推進委員会 (第 2 次プラン素案検討) 第 3 回男女共同参画推進委員会幹事会 (第 2 次プラン素案検討) 第 3 回男女共同参画推進委員会 (第 2 次プラン素案検討) 第 2 回男女共同参画推進審議会 (第 2 次プラン素案審議、意見提案等) 第 2 次プランに係るパブリックコメント受付 第 4 回男女共同参画推進委員会幹事会 (審議会意見の具体的施策反映について) 第 4 回男女共同参画推進委員会 (審議会意見の具体的施策反映について) 第 3 回男女共同参画推進審議会 (審議会意見の具体的施策反映について) 男女共同参画推進パネル展の開催 (啓発事業) 講演会の開催 (啓発事業)

### 3. 第2次プランの主なポイント

- ◎ 家庭・地域・職場で一人ひとりの個人の人権が最大限尊重され、それぞれの場所で自分らしい能力が最大限発揮される環境づくりをめざす。
- ◎ 家庭・職場・地域での女性の人権尊重における課題を整理し、それぞれの場所で行政や教育機関と連携し解決するための取り組みを掲げた。
- ◎ 特に性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行が、男性に比べ女性が自分らしい能力を発揮することに不利となっている場面も多々あり、それを解消していくことに積極的に取り組む。
- ◎ 平成28(2016)年4月より女性活躍推進法が施行されたことを受け、職業生活において女性の活躍を推進することはもちろん、地域における潜在的な女性の力をまちづくりに生かす視点を掲げた。
- ◎ 地域や家庭、職場で女性がいきいきと輝き、女性ならではの視点が男女共同参画のまちづくりに活かされ、人がやさしくつながる田園文化都市を目指す。
- ◎ 市民にとってシンプルで分かりやすく実効性の高いプランとなるよう心掛けた。

### 4. 基本となる施策の方向と具体的施策

プランの基本目標を、① 家族みんなで協力し合う家庭づくり ② 多様な働き方を選べる職場づくり ③ 一人ひとりが大切にされる地域づくり に分け、それぞれの目指す姿を設定し、その実現のための現状と課題を、広島県や本市のアンケート調査結果などから分析した。そのうえで各具体的施策を設定し、それぞれの個別目標数値を着実にクリアしていくなかで、総括目標として設定した、「社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合」を、平成28年度現在 15.7%を、5年後の平成33年度に 30.0%とすることを掲げた。

### 5. プランの周知について

プラン本編の冊子を安芸高田市ホームページで公開すると同時に、安芸高田市議会議員、安芸高田市商工会、工業会や市内の比較的規模の大きい事業所や各種団体に配布する。また市内図書館にて市民が閲覧できるよう配置する。また概要版について各戸配布を予定している。